

広報多賀城有料広告事業仕様書

1 事業名 広報多賀城有料広告事業

2 広報多賀城の概要

- (1) 発行回数 年12回（毎月1日）発行
- (2) 発行1回につき28, 150部発行（令和8年2月号実績）
- (3) 市内全世帯、市内公共施設等に配布

3 広告掲載までのスケジュール等

広告原稿は、PDF原稿を総務部地域コミュニティ課に入稿するものとする。毎月のスケジュールは次のとおり。

【毎月のスケジュール】

広告募集	広告掲載月の前々月の末日までに広告を募集
審査	市で広告主及び内容審査を行い、修正等が必要な場合、広告主は総務部地域コミュニティ課の指定する日（毎月9日頃）までに修正等を行う。
最終校正出し	16日頃に総務部地域コミュニティ課から広告主へ原稿渡し
最終校正戻し	校正出しの翌日午前10時（土曜日、日曜日又は祝日を除く。）までに総務部地域コミュニティ課へ戻す。

4 広告掲載料について

広告掲載料及び納付に係る手数料等は、広告主の負担とする。

なお、広告掲載料は一括払いとし、掲載月分の納入通知書により、指定する期日までに以下の指定金融機関等により、納付すること。

(1) 指定金融機関

七十七銀行本店又は支店

(2) 収納代理金融機関

北日本銀行本店又は支店

仙台銀行本店又は支店

杜の都信用金庫本店又は支店

東北労働金庫本店又は支店

仙台農業協同組合

5 広告掲載料の還付

広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責に帰さない理由により広告を掲載できなかった場合は、この限りでない。

6 広告のデザイン等

広告主は、自身で広告のデータを作成し、作成にかかる経費は広告主が負うものとする。ただし、広告内容及びデザイン等については修正する場合がある。

7 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告内容及び広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとする。
- (2) 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- (3) 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。
- (4) 広告主は、本事業を実施することにより生じる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡又は継承してはならない。

8 広告の削除等

市は、広告が次に定めるいずれかに該当するときは、広告主への催促その他の手続を経ることなく、広告掲載の一時中止又は広告を削除できるものとする。

- (1) 市が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) その他、広報多賀城への広告掲載が不適切だと判断したとき。

9 その他

この仕様書に定めのない事項は、双方協議の上決定するものとする。